

中小企業創業・経営相談等業務委託 プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 件名

中小企業創業・経営相談等業務委託

(2) 業務の目的

ア 中小企業の経営を取り巻く多様な相談（事業の多角化、許認可、商品企画、販売・生産・原価・品質管理等）に応じ、解決に向けた情報の提供と方向性を提示することで中小企業の経営安定と発展を図る。

イ 融資あっせん申請に必要な経営計画書等の作成指導を行うこと、窓口や電話での融資あっせん、資金繰り等に関する相談等に対し、専門的な見地から助言・指導等を行うとともに、区からの依頼に基づき、融資あっせんの面談及びセーフティネットの認定を行うことで、中小企業の経営安定と発展を図る。

ウ 区内で創業を目指す者の育成やモチベーションの維持及び向上を図るとともに、創業準備段階や創業後間もない中小企業の支援を図る。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 参考事業規模額

43,835,040円程度（税込）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。なお、区の予算額を超える場合は契約できません。

2 参加資格

提案書の提出時点において、以下の要件を満たしていることを条件とします。なお、中小企業診断士による支援が可能であることを前提とします。

(1) 港区の物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く）にないこと。

(4) 提案書提出時点で港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年8月1日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 提案書提出時点で港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 31 日 23 港総契第 1203 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

【区内事業者の受注機会拡大の取組】

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同することを参加条件とし、区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇（5%加点）します。

やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点对象となりません。（区外事業者が単独で参加することを妨げるものではありません。）

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 区外事業者のみで参加申請する場合：

「一次審査における合計評価点」の5%加点（小数点以下切上げ）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・ 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

【ワーク・ライフ・バランス推進企業の取組】

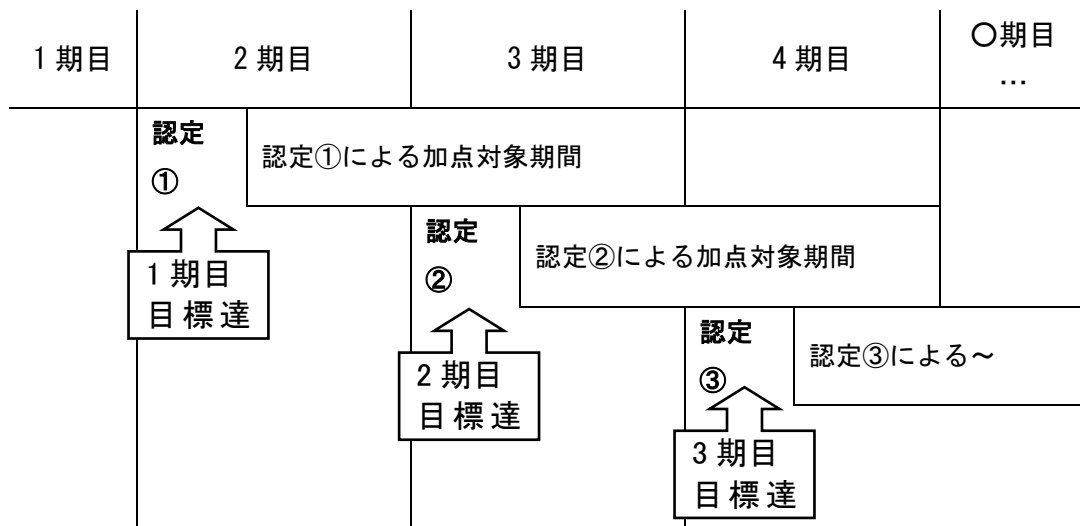
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における必須の評価項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



3 事業候補者の選考

本件に係る「提案書」、「見積書」及び「提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）」等の内容を評価し、区が要求する機能の実現に最も適した提案を実施した業務委託事業候補者を決定します。

(1) 選考方法

選考は、二段階方式で実施します。選考方法の詳細は、委員 5 人で構成する業務委託事業候補者選考委員会により決定します。

ア 第一次審査（書類審査）

提案書等に基づき、第二次審査対象者を三者程度に選定します。

イ 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

第一次審査を通過した事業者について、提出された提案書等に基づき提案説明会（プレゼンテーション）及び質疑応答を実施します。

プレゼンテーションについては、会場への入場は 3 人までとします。プレゼンテーションの時間は 1 者あたり 20 分程度を予定していますが、時間、資料等の詳細については改めて第一次審査通過者にお知らせします。

※ 選定の無効

決定された事業者が次の条件のいずれかに該当する場合、決定が無効となることがあります。

- ・ 提出書類及び提案説明に虚偽がある場合
- ・ 提案内容に重大な誤りがある場合

(2) 評価基準

業務委託事業候補者選考委員会は、提出書類及び提案説明を以下の視点から評価します。

- ・ 同種業務受託実績
- ・ 本件を遂行する組織体制
- ・ 本件全体についての理解
- ・ 経済や中小企業経営についての専門知識
- ・ 中小企業経営・創業相談の方針や手法の実効性
- ・ 創業セミナー・勉強会、創業支援パンフレットの企画内容
- ・ 見積額

(3) 日程

本業務の事業候補者選定に係る主な手続き及び日程は、以下のとおりです。

手続	日程
港区ホームページ掲載期間 (募集要項・仕様書・提案様式集配布)	平成 29 年 1 月 11 日 (水) から 平成 29 年 1 月 24 日 (火) まで
参加申込書受付期間 (持参)	平成 29 年 1 月 11 日 (水) から 平成 29 年 1 月 24 日 (火) まで
質問受付期間	平成 29 年 1 月 11 日 (水) から 平成 29 年 1 月 17 日 (火) 正午 12 時まで
質問回答日	平成 29 年 1 月 19 日 (木)
提案書等提出期間	平成 29 年 1 月 11 日 (水) から 平成 29 年 1 月 24 日 (火) まで
第一次審査結果通知	平成 29 年 2 月 3 日 (金) (予定)
第二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	平成 29 年 2 月 13 日 (月) (予定)
第二次審査結果通知	平成 29 年 2 月 15 日 (水) (予定)

※日程については、応募状況、選定経過等により変更となることがあります。

(4) 手順

ア 参加申込書の提出

別紙 1「参加申込書」に、必要事項を記載のうえ、持参してください。参加申込書の提出を以って参加決定とします。

(ア) 提出方法 持参

(イ) 提出期間 平成 29 年 1 月 11 日 (水) ~1 月 24 日 (火) 午後 5 時

イ 質疑応答

本件に関する質問については、次のとおり受け付け、回答します。

質問は、様式 7「質問書」に必要事項と質問を記入のうえ、担当まで電話連絡後、FAXにて提出してください。

なお、回答確認後、参加の意思を失った場合には、その旨を連絡してください。

(ア) 質問の方法

「質問書」(様式 7) に必要事項と質問を記入の上、担当まで電話にて連絡後、FAXにて提出してください。

(イ) 受付期間

平成 29 年 1 月 11 日（水）～平成 29 年 1 月 17 日（火）午前 9 時～午後 5 時

※1 月 17 日（火）のみ、午前 9 時～12 時

※土日を除きます。

（ウ）回答の方法

質問内容と回答について、1 月 19 日（木）以降に港区ホームページで公開し、本実施要項の一部として取り扱います。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、期限を過ぎた提出や、指定の質問書を用いない質問、質問内容が不明瞭なもの等については回答しません。

ウ 提案書提出

（ア）提出期間 平成 29 年 1 月 11 日（水）から平成 29 年 1 月 24 日（火）まで
（日曜は除く。各日午前 9 時から午後 5 時まで。）

（イ）提出場所 港区役所 3 階 港区産業・地域振興支援部産業振興課経営相談担当
港区芝公園 1-5-25

（ウ）提出方法 事前に電話連絡のうえ、持参してください。

エ 選考結果通知

（ア）第一次審査結果通知

通知方法 電子メール

通知日 平成 29 年 2 月 3 日（金）予定

（イ）第二次審査結果通知

通知方法 電子メール

通知日 未定

オ 契約

区は、第二次審査の結果決定された業務委託候補者と、平成 29 年 3 月予定の本件契約締結に向けて協議します。第二次審査結果通知をもって契約を締結するものではありませんのでご注意願います。

4 提出書類

（1）様式・部数

No	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	参加申込書	第 1 号様式	1 部	なし
2	参加資格確認書類	物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票の写し	1 部	なし
3	会社概要書	第 2 号様式	1 部	8 部

4	類似事業の業務実績	第3号様式	1部	8部
5	本業務委託を遂行する際の 人員体制	第4号様式	1部	8部
6	本業務の企画提案書	第5号様式	1部	8部
7	(任意提出書類) 共同事業体構成書 共同事業体協定書兼委任状	第6-1号様式 第6-2号様式	各 1部	なし
8	(任意提出書類) ワーク・ライフ・バランス認定 通知等	該当する場合、認定通知等 の写し ※3頁参照	1部	なし

(2) 形式

ア 正本には提案者の社名、代表者又は代理人名を明記の上、社印、代表者又は代理人印を押印してください。

イ 副本には提案者が判別できる社名、印、ロゴ等を一切入れないでください（提案書の内容、図や画面コピーに含まれる文字列等についても同様です）。記載がある場合は、マスキング等してください。

ウ 提案書についてはA4、文字サイズ10ポイント以上とします（両面印刷可）。なお、第2号様式から第4号様式までは、指定の様式1枚以内で回答してください。第5号様式は、1つの設問につき2枚以内で回答してください。（第2号様式には、会社概要パンフレットの添付も可能です。）

エ 提出書類には、正本・副本ともに目次及びページ番号を付けてください。

(3) その他

参加決定事業者については、様式をWordファイル形式でも提供できます。必要な場合は電話又はE-mailで問い合わせください。

5 その他（注意事項等）

(1) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、区の判断により、参加者を失格とすることがあります。

ア 選考委員会の委員、区職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

イ その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出された書類は必要に応じて複写（区及び選考委員会での使用に限る）します。

ウ 提出された書類は、選考以外の目的には使用しません。ただし、港区情報公開条

例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。この場合、区は無償で使用できるものとします。

エ 提出された提案書等の一部又は全部を著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

オ 契約者以外の提案内容は、参加者の承諾なしに利用することはありません。

- (3) 提案書は、1参加者1提案とします。複数の事業者による共同での提案も可能です。
- (4) 提案書等の提出後は、その書類の追加、差替え、修正等はできません。
- (5) 提案に要する全ての費用は、参加者の負担とします。
- (6) 業務遂行に当たっては、「港区個人情報保護条例」を遵守してください。
- (7) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の区との契約等において不利な取扱いをするものではありません。
- (8) 本事業の実施に際して、提案書の内容を全て実施することを約束するものではありません。候補者の選考後、候補者と区は、提案書の内容を基にして、業務履行に必要な具体の履行条件などの協議及び調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が調った場合は、見積書の提出依頼などの特命随意契約の手続きに進みます。この交渉が調わない場合は、次点者に選考された者と交渉を行うこととなります。
- (9) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (10) 本事業の審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じられません。
- (11) 本事業の全ての手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

問合せ 港区産業・地域振興支援部産業振興課
生駒 Tel : 03-3578-2562